

平成20年5月12日

会員各位

(社) 日本病院薬剤師会
会長 堀内 龍也

診療報酬改定への対応について

平成20年度診療報酬改定において、後発医薬品の使用促進の観点から後発医薬品を含む処方せんに係る処方せん料の見直し、処方せん様式の変更及び保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令が公布され、平成20年4月1日から適用されたところであります。

しかし、日本保険薬局協会等による直近の調査から、全国官公立の地域基幹病院の一部に、施設として「100%変更不可」の処方せんが発行されているとの報告が、民主党医薬品適正使用推進議員連盟の勉強会においてなされました。さらに、複数の薬事関係のマスメディアより、類似の報道がされております。

日本病院薬剤師会としては国民皆保険制度を堅持する観点から、医療保険財政の負担軽減につながる後発医薬品の使用促進については適切に進めていくことが大事であると考えています。

処方せん様式の変更及び保険医療機関及び保険医療養担当規則の改正が行われ、投薬又は注射を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならないとされたところであり、医療機関として一律に後発医薬品を使用しないとするについては、医療保険の指導監査時に事情の確認や指摘、指導を受ける可能性が高いと考えられます。

処方せん様式の変更及び保険医療機関及び保険医療養担当規則の実施に伴う留意事項は下記のとおりであります。貴施設におかれましては、保険医療機関及び保険医療養担当規則を遵守するとともに、貴施設の医療関係者に対して後発医薬品の有効性、安全性、品質に関してデータに基づき説明するなど、後発医薬品の適切な使用促進について周知徹底を図られますようお願いいたします。

緩和ケア診療加算の見直しにおいて、緩和ケアの質の向上を図るため、緩和ケアの経験を有する専任の薬剤師の配置が要件に追加されたところであります。緩和ケア診療加算の算定を行っている施設におかれましては、速やかに専任の薬剤師を配置されるようお願いいたします。

その他今回の診療報酬改定では、より薬学的ケアの必要な患者への病棟業務の重点化として、薬剤管理指導料1、2が新たに設けられ、高い点数が設定されました。副作用の出やすい医薬品などハイリスク薬を服用している患者や、救命救急センターやICUに入院している患者に対する薬学的ケアを重点化したものとなっています。薬学的ケアの必要な患者等に対する薬剤管理指導業務を積極的に進めていただくようお願いいたします。

また、夜間・休日においても調剤や医薬品に対して責任を持つ体制整備が必要であることから、入院時医学管理加算や、超急性期脳卒中加算等において常時病院に薬剤師がいることが施設基準に盛り込まれました。今回新たに無菌製剤処理料が創設され、外来化学療法加算にも化学療法に係る調剤の経験を5年以上有する専任の常勤薬剤師が勤務していることで高い点数がついたところです。これらの新たに評価された業務につきましては、積極的な取り組みをお願いいたします。

記

- (1) 保険医である医師又は歯科医師は、投薬又は注射を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならないものとしたこと。
- (2) 処方医が、処方せんに記載した先発品の一部について後発医薬品への変更にし支えがあると判断した場合には、「保険医署名」欄には何も記載せず、当該先発医薬品の銘柄の近傍に「変更不可」と記載するなど、患者及び処方せんに基づき調剤を行う保険薬局の保険薬剤師のいずれに対しても変更不可であることが明確に分かるように記載することとしたこと。
- (3) 「保険医署名」欄に処方医の署名又は記名・押印がない処方せんを受け付けた保険薬局においては、患者の選択に基づき、当該処方せんに記載されている先発医薬品（処方医が変更不可とした先発医薬品を除く。）に代えて、後発医薬品を調剤することができること。この場合に置いて、保険薬局の保険薬剤師は、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行うとともに、後発医薬品を調剤するよう努めなければならないものであること。
- (4) 処方医が、処方せんに記載した後発医薬品の一部について他の銘柄の後発医薬品への変更にし支えがあると判断した場合には、「保険医署名」欄には何も記載せず、当該後発医薬品の銘柄の近傍に「変更不可」と記載するなど、患者及び処方せんに基づき調剤を行う保険薬局の保険薬剤師のいずれに対しても変更不可であることが明確に分かるように記載すること。
- (5) 「保険医署名」欄に処方医の署名又は記名・押印がない処方せんに記載された後発医薬品（処方医が変更不可とした後発医薬品を除く。）については、当該処方せんを受け付けた保険薬局の保険薬剤師が、患者に対して説明し、その同意を得ることを前提に、処方医に改めて確認することなく、別銘柄の後発医薬品を調剤することができることとする。
- (6) (3)における後発医薬品の調剤は、処方せんに記載された先発医薬品と同一の剤形の後発医薬品が対象となるものであり、また、(5)における別銘柄の後発医薬品の調剤は、処方せんに記載された後発医薬品と同一の剤形の後発医薬品が対象となるものであること。
- (7) 保険薬局において、(3)における後発医薬品の調剤及び(5)における別銘柄の後発医薬品の調剤を行うに当たっては、保険薬剤師は、患者に対して、当該保険薬局において当該後発医薬品を選択した基準（例えば、当該後発医薬品の品質に関する情報開示の状況、薬価、製造販売業者の製造、供給や情報提供等に係る体制等）を説明すること。
- (8) 改正省令の施行の際現にある改正前の保険医療機関及び保険医療養担当規則様式第2号による処方せんについては、当分の間、これを取り繕って使用することができるものであること。